

出産育児一時金支給申請について

R7.10.15作成

給付内容について

被保険者が出産したときは、1児に対し48万8千円を支給します。

また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において在胎週数22週に達した日以後に出産した場合は1万2千円を加算します。(死産を含み、妊娠22週以降のものに限る)

添付書類について

- ・ 直接支払制度を利用していないことを証する書類(合意文書のコピー)、分娩機関より交付された分娩費明細書等のコピー
(産科医療補償制度に加入している医療機関等は所定の印が押印または証明されていること)
- ・ 本組合の被保険者認定後6ヵ月以内の出産の場合で、申請書に以前加入していた健康保険の証明がないときは、以前加入していた健康保険の出産育児一時金(出産費)を支給できないことを証明する書類

時効について

出産育児一時金の申請の時効は出産日から2年です。

本組合の書類受付日が出産日から2年を経過したときは支給することができませんので、お早めにお手続きください。

その他留意事項

☆直接支払制度を利用した場合は、「出産育児一時金支給申請書」の申請はできません。